

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北秋田市長

公表日

令和5年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務。番号法においては、別表第一の37の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ○児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法による児童扶養証書に関する事務。 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務。 ○児童扶養手当法施行規則第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務。
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報提供: 番号法別表第二(13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の項) 情報照会: 番号法別表第二(57の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市健康福祉部こども課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-84-8778

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I-1-②事務の概要	児童扶養手当に基づき、受給者の認定審査、受給者・児童の管理を行い、受給者に関して児童扶養手当の支給を実施する。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務。番号法においては、別表第一項第37の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ○児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法による児童扶養証書に関する事務。 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法施行規則第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。	事後	
平成29年12月28日	I-1-③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー、電子申請システム	児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、電子申請システム	事後	
平成29年12月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 情報提供:別表第二(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 情報照会:別表第二(57の項)	番号法第19条第7号 別表第二 情報提供:番号法別表第二(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 情報照会:番号法別表第二(57の項)	事後	
平成29年12月28日	I-5-②所属長	福祉課長 米澤 潤	福祉課長 石上 和彦	事後	
平成29年12月28日	II-1対象人数	平成27年7月6日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成29年12月28日	II-1対象人数	平成27年7月6日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
令和1年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 石上 和彦	福祉課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の係数か	平成30年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 一つの時点の係数か	平成30年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 一つの時点の係数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 一つの時点の係数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	I-1-②事務の概要	児童扶養手当に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務。番号法においては、別表第一項第37の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ○児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法による児童扶養証書に関する事務。 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法施行規則第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務。番号法においては、別表第一の37の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ○児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法による児童扶養証書に関する事務。 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務。 ○児童扶養手当法施行規則第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ○前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務。	事後	
令和5年5月22日	I-3-①個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 37の項	番号法第9条第1項 別表第一 37の項	事後	
令和5年5月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 情報提供:番号法別表第二(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	番号法第19条第8号 情報提供:番号法別表第二(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	事後	
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の係数か	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の係数か	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	システムの名称	保育料システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年5月22日	5. 評価実施期間における担当部署	健康福祉部福祉課 福祉課長	健康福祉部子ども課 こども課長	事後	
令和5年5月22日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	北秋田市健康福祉部福祉課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-6638	北秋田市健康福祉部こども課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-84-8778	事後	